

○大府市老朽空家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び大府市空家等対策の推進に関する条例(令和元年大府市条例第32号)に基づき、空家等対策を推進するため、老朽化等により著しい保安上の危険を及ぼしている空家の除却を行う所有者に対し、予算の範囲内において交付する大府市老朽空家除却費補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の空家)

第2条 この要綱において「空家」とは、法第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 市内に存する現に使用されていない建築物であること。ただし、当該建築物が長屋又は共同住宅である場合は、全戸において現に使用されていないものであること。
- (2) 個人が所有する建築物であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の解体について同意している場合は、この限りでない。

2 補助の対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定を受けた空家(法第22条第3項に規定する命令に係る部分を除く。)
- (2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家(災害により著しく損傷し建築物でなくなった住宅を含む。)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象空家を除却し、原則として更地にする工事(廃棄物の運搬及び処分を含む。ただし、地中埋設物の撤去は除く。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 他の公的補助制度等を活用しないものであること。
- (2) 補助対象事業により補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)以外の者の権利を侵害するおそれのないこと。
- (3) 補助金の交付決定後に着手するものであること。
- (4) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末までに完了する予定であること。
- (5) 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。
- (6) 次条第2項第4号の要件に抵触する者と補助対象事業に係る契約をしないものであること。

(7) 解体事業者等に請け負わせるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家の所有者
- (2) 前号に該当する者の同意を得て補助対象事業を行う者

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家の所有者全員の同意を得ること。
- (2) 法人でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が解体事業者等に支払った補助対象事業に係る経費とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は20万円に次に掲げる額を加算した額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象空家が市街化区域に現に存する場合 10万円
- (2) 市内業者に依頼し、補助対象事業を行う場合 10万円

(補助対象者の責務)

第7条 補助対象者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 補助対象事業に伴う廃棄物等を適正に処理すること。
- (2) 補助対象事業に伴う苦情等は、補助対象者の責任において対処すること。
- (3) その他補助対象事業に関し、関係法令等を遵守すること。

(判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に不良住宅判定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該空家が法第2条第2項に規定する特定空家等である場合は、この限りでない。

- (1) 空家の位置図（付近見取り図）
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影したものとし、一方向は正面玄関を含むものとする。）

2 前項の規定による申請は、第11条第1項の規定による申請をしようとする日以前14日までに行わなければならない。

(不良住宅の判定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る空家が補助対象空家に該当するか否かを判定するものとする。

2 前項の判定を行うときは、当該空家の現地調査を行わなければならない。

(判定結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書（第2号様式）により、第8条の申請をした者に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前日までに老朽空家除却費補助金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第4号様式）
- (2) 補助対象空家の登記事項証明書又は固定資産税（家屋）評価額等証明書等の所有権原を持つ者を示す書類（交付の申請の日から3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 補助対象空家の位置図
- (4) 補助対象空家の写真（劣化及び破損の状況が分かるもの）
- (5) 補助対象事業に係る見積書（申請者が原本証明したのものに限る。）
- (6) 申請者にかかる本市の市税に関する滞納がない旨の証明
- (7) 申請者が補助対象空家の所有者で、補助対象空家の所有者が複数の場合、申請者以外の補助対象空家の所有者全員の同意書
- (8) 申請者が補助対象空家の所有者以外の場合、補助対象空家の所有者全員の同意書
- (9) 補助対象空家に所有者以外の権利者がいる場合、所有者以外の権利者全員の同意書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定し、老朽空家除却費補助金交付決定通書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

(事業計画の変更等)

第13条 補助対象者は、前条第1項の規定により交付決定を受けた申請内容に変更が生じたときは、速やかに老朽空家除却費補助金交付変更申請書（第6号様式）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認められた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、老朽空家除却費補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知する。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条の規定による申請の取下げは、老朽空家除却費補助金交付申請取下げ届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経

過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに老朽空家除却工事完了実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費を解体事業者等へ支払ったことが確認できる書類（領収書等）
又はその書類の写し（申請者が原本証明したものに限る。）
- (2) 二方向以上から撮影した補助対象事業（除却工事）完了後の写真
- (3) 廃棄物を適正に処理したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、老朽空家除却費補助金確定通知書（第10号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 補助対象者は、前条による通知を受けたときは、老朽空家除却費補助金交付請求書（第11号様式）により市長に補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、老朽空家除却費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により補助対象者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件又は要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第14条に定める申請の取下げがあったとき。
- (4) 第15条に定める期日までに老朽空家除却工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は、老朽空家除却費補助金返還命令書（第13号様式）により行うものとする。

（検査等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保存）

第20条 補助対象者は、当該補助金申請に係る関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。